



八 監 第 2 1 4 号

令 和 7 年 8 月 1 9 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 霞 晴 久

八千代市監査委員 塚 本 路 明

監 査 結 果 公 表

地方自治法第199条第7項の規定による株式会社八千代市水道サービスに係る出資団体監査を行ったので、次のとおり公表します。

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による八千代市（以下「市」という。）が出資しているものの出納その他の事務の執行に対する監査

2 監査の対象

株式会社八千代市水道サービス

3 監査の範囲

令和6年度における出納その他の事務の執行状況

4 監査の着眼点

出資に係る出納その他の事務が、関係法令等にのっとり、適正かつ正確に行われているかを主眼に、想定されるリスクに応じた着眼点をもとに監査を実施した。

5 監査の実施内容

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、当該事務が関係法令及び諸規程に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証を行った。

6 監査の期間

令和7年4月18日から同年8月18日

第2 監査の結果

監査の着眼点に基づき監査を実施した結果、おおむね適正で出資の目的に沿って支出されていると認められた。

ただし、次のとおり改善すべき点が見受けられたので、対象団体にお

いては、市の指導に応じた適切な措置を講じられたい。

1 株式会社八千代市水道サービス

(1) 指摘事項

ア 出納事務について

入金伝票について、株式会社八千代市水道サービス経理規程（以下「経理規程」という。）第 26 条において、金銭の出納は、経理責任者の承認印のある入金伝票に基づいて行わなければならないと規定されているが、入金伝票に決裁欄が設けられておらず、経理責任者の承認印が押印されていなかった。

今後は、経理規程に基づいた適切な出納事務の執行に努められたい。

(2) 要望事項

ア 資金の有効活用について

令和 6 年度（第 27 期）決算報告書によると、貸借対照表において、現金及び預金の大半を普通預金としており、必ずしも資金運用が効率的であるとは言い難い状況が見受けられた。

資金計画については、株式会社八千代市水道サービス経理規程第 35 条において、経理責任者は、収支見通しに基づき必要に応じ年次資金計画を作成し、社長の決裁を受けなければならないと規定されている。

年次資金計画の作成に際しては、収支見通しとして必要な資金確保及び支出の時期等を分析、把握するのみならず、資金の流動性や収益性等を考慮した資金の有効活用に関する会社としての基本的な考え方が求められる。

このことから、効率的な資金の活用に向けて、株式会社八千代市水道サービスとしての資金運用方針について検討されたい。